学習院大学文学部教授 高 埜 利 彦

(一七九六) 年までとした。 (一七九六) 年までとした。

録対象としたことの意図である。 録対象としたことの意図である。 廷政策の根本的な相違を明確にさせる基本史料となることも、収 そのこと以上に、そもそも豊臣政権と徳川政権との、対天皇・朝 決した政策が見られることから、前史としての意味を持たせた。 権初期の天皇・朝廷に対する法令が、豊臣政権期以来の課題を解 朝幕関係を称しながら豊臣政権期をも対象としたのは、徳川政

と呼ばれる江戸時代の朝廷構成員の人名録の中から、各種の情報

とが必要であると考えられた。『近世朝廷人名要覧』は「公家鑑」とが必要であると考えられた。『近世朝廷人名要覧』は「公家鑑」とが必要であると考えられた。『近世朝幕研究の基盤を形成することが必要であるとと、

一〇〇五年三月、学習院大学人文科学研究所刊)を刊行したことと共通する。近世の朝幕研究が遅れた状態にあることは知られていることであり、その理由などをここでくり返すことは知られていることであり、その理由などをここでくり返すことは知られていることであり、その理由などをここでくり返すことは知られていることであり、その理由などをここでくり返すことはかられていることであり、その理由などをここでくり返すことは知られていることであり、その理由などをここでくり返すことは知られていることであり、その理由などをここでくり返すことは知られていることであり、その理由などをここでくり返すことが大事であると考えられた。『近世朝籍研究の基盤を形成することが必要であると考えられた。『近世朝廷人名要覧』は「公家鑑」とが必要であると考えられた。『近世朝廷人名要覧』は「公家鑑」とが必要であると考えられた。『近世朝廷人名要覧』は「公家鑑」とが必要であると考えられた。『近世朝幕研究の基盤を形成することが必要であるといる。

後の近世朝幕研究の共通財産となり、全国や各国で研究を志す人々江戸幕府が天皇・朝廷に関して発した法令集が刊行されれば、今世朝廷人名要覧』は有効な検索の道具となった。これと同様に、読むとき、差出人・宛所などが誰であるのかを判断するために『近知識を年度ごとにとりまとめたものである。近世の公家の史料を

たい。

に有用となると考えられた。

近世朝幕研究の基盤を形成するために、研究の対象となる史料集や道具となる人名録の作成のほかに、朝幕研究を志す仲間の交集や道具となる人名録の作成のほかに、朝幕研究を志す仲間の交集が開催され、二〇〇九年九月十二日・十二日・二十三日の二日間にわたって学習院大学において開催した。さらに翌二〇〇八年九月十三日・十四日の両日に渡って「近世の天皇・朝廷研究第二回大会」が開催され、二〇〇九年九月十二日・十三日には同じく第三回大会が開かれ、各地から近世朝幕研究者が集まり、企画テーマや自由論題の報告・討論が行われた。第一~三回の「近世の天皇・朝廷研究大会」は、其の後いずれも大会報告集が学習院大学人文科学研究方から刊行されたことを付記する。

クト「近世朝幕研究の基盤形成」(研究代表者、学習院大学文学部ンバーであった。学習院大学人文科学研究所の共同研究プロジェ心的に作業を担ったのは、一九八三年に始まった朝幕研究会のメ本史料集作成のほか以上の近世朝幕研究の基盤形成のために中

力された朝幕研究会のメンバーに対し、心よりの感謝の念を表し教授井上勲・二〇〇七~二〇〇九年度)に参加し、本書刊行に尽